慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	貨幣の本質
Sub Title	
Author	神戸, 正雄
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.1 (1913. 1) ,p.123- 158
JaLC DOI	10.14991/001.19130122-0123
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130122-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

なる社會政策上の目的を達するに必要なる幾多の規定を包含すること斯の如し。近代英國に行はれたる社會的立法少なからずと雖も、吾人は國民保險法を以て、最も興趣に富めるものとせざる能はず、保險法の立案に從事したる商務院官吏サーレウエリン、スミス、法案を議院に於て説明して論難の衝に當りたるロイド、ヂョーヂ兩氏の効績大なるは既に世人の認むる所なれども、今後實施の年を重ねるに隨ひ、幾多規定の裏面に潜在する効果が實際に發揚せらるゝに至るは、吾人の固く信ずる一事なりとす。

貨幣の本質

神戸正雄

貨幣が近世經濟組織に於ける重要なる成分を成し、諸般の經濟現象にして貨幣に交渉を有せざるものなきことは殆んど爭ふべからざる事實にして、斯くて或は此に經濟現象の特徴を認め、或は經濟學研究の出發點を求めんとする者ある程なり。此に於てか貨幣の研究は經濟學の全局に亘る重要問題として、理論及政策の總べての方面よりの切なる要求たるを疑はず。予輩の近頃之が研究に着手したる所以なり。然乍ら從來此貨幣に對して下されたる學者の見解は多樣雜多に出でゝ、歸一する所なく、後學をして殆んど其向ふ所を迷はしめずんばあらず。予輩自ら此難問題を解決するの力なきを知ると雖も、敢て此に研究の一端を披瀝するは先覺諸家の叱正を得て啓蒙する所あらんが爲めのみ。

二

貨幣を純法律的に觀察せんとするクナップ一流の見解は到底法律的及經濟的の兩面より觀察するの通說に讓らざるを得ず。固より又單純に之を經濟的にのみ觀察するも採るべからず。蓋し貨幣は一面法律の勢力の下に特殊の現象及効果を生ずると同時に法律的勢力を離れて純經濟上の現象としても發生し又現存する所なればなり。予輩は固より貨幣を此兩面より觀察するものなれども、茲には暫らく經濟上の觀察に止めんとす。敢て法律上の觀察を無視するものには非ず。斯くて貨幣を經濟上より觀察するとして、此に具體的の其れと抽象的の其とあることを注意せざるべからず。通例貨幣を定義するに當りては專ら具體的の其に就きて爲さるゝが如くなれども、其の此によりて指す所のものは或は抽象的の其にも及ぶべきが如くにして、頗る曖昧の嫌あるを免れざれば之を明確にするの必要あるのみならず、近世經濟界に於ては抽象的貨幣の概念の頗る重要なるが爲めにも此區別を爲すの必要を見る所なり。但し抽象は畢竟具體を前提とする所なれば、先づ具體的の貨幣に就きて定義を與へ說明を加え、然る後に抽象的の其に及ばんとす。

三

何をか貨幣といふ。曰く貨幣とは特殊の經濟組織の下に一定の地域內に於て標準的經濟價値物體として一般に認められたるもの是なり。是れ予輩が與へんとする具體的貨幣の定義なり。此定義に於ける眞髓は標準的の價値物體といふことに在り。之によりて一面其實體の有形物たることを示さんとすると同時に、他面其機能の標準的價値物體たりといふことを示さんとするものなり。標準的價値物體といふは價値の標準といふと異り、價値の標準となると同時に其自身標準的なる價値物體として交通上其他の一般價値物體に最良く代り得ることを示さんとするものなり。別の詞を以ていへば評價方便といふことゝ交通方便といふことゝを表はさんとするなり。貨幣が標準的の價値物體なるが爲めの故に交通方便ともなり評價方便ともなるなり。交通方便といふことゝ評價方便といふことゝは結局標準的の價値物體といふことに歸着するなり。標準的の價値物體なるが故に、此を以て一般價値物體を評價するの方便とすることはいふ迄もなき

ことなれども、標準的の價値物體なるが故に交通方便となるといふは、或は論理を顚倒するものに非るか。交通方便となるが故に價値物體となり、隨て標準的價値物體となるには非るか。特に後にもいふ如く紙幣の如きものは交通に使用せらるといふの故に價値を生ずるものにして、少くとも此種の貨幣に在ては價値物體なるが故に交通方便となるに非ずして、交通方便となるが故に價値物體となるといはざるべからざるに似たり。然れども實際貨幣なるものは之を沿革に徵するときは其社會に於ける一の最標準的なる價値物體、即ち既に價値ありとして一般に認められたる物體を採り來つて貨幣とし、交通方便としたるに外ならざるのみならず、夫の紙幣の如きものと雖も、貨幣となり標準的價値物體とせられたるが故に交通方便となるものにして、既に交通に使用せられたるの故に價値を生じ標的價値物體となるに非ず。寧ろ他日交通に使用せらるべきの故に價値を生じ標準的價値物體となるものなり。他日交通に使用せらるべしといふ豫想の生ずるは畢竟其が標準的の價値物體と認められたるが爲めに外ならずして、寧ろ標準的の價値物體と認められたると同時に交通方便とせられたるものといふべし。兎に角斯の如き標準的の價値物體は他の特定の用途に限られたる物よりも他物に代るの力最強大にして交通方便として盛に行はるゝことゝなるものなり。斯くて貨幣は動態に於ては交通方便となり、靜態に於ては評價方便となるものなるが、此評價方便てふ機能は具體的の貨幣のみならず、抽象的の幣幣も亦た之を行ふ所なることゝ看過すべからず。

四

貨幣を以て交通方便なりといふは人々間の、交通方便即ち人々間に於ける價値移轉の方便といふの義にして場處的の交通方便即ち運輸方便と異ることゝ勿論なり。尤も人々間の交通方便たる貨幣も時に場處的交通方便たることありと雖も、此は寧ろ偶性的の機能に止まる所なれば、別に之あるが爲めに貨幣を以て人々間の交通方便と爲すを排するに足らず。孰れにせよ貨幣と運輸方便との間には本質的の差異ありて存ず。運輸方便に在ては移すべき貨幣と方便自身とが別異なるに貨幣にありては移すべき價値と方便自身とが一體を成して離るべからざることに在り。其他運輸方便は後にもいふ如く苟くも人類が占有時代を脱して固

有の意義に於ける生産を爲すの時代に入るや發生すべきものにして、殆んど經濟と其起源を同ふする所なるに、貨幣は漸く私有財産と分業とに基く現經濟組織の生じたる後に發生すべきものなるの差異もありとす。

五

人々間の交通方便といふは單に交換方便といふと異る。支拂方便たり資本移轉の方便たることをも包含するなり。或は交換方便機能を以て貨幣の唯一の本質的機能と爲し、其他の機能、例之支拂方便機能及資本移轉方便機能等を以て凡べて交換方便機能よりも獨立なる機能に非ずと爲すあり。メンガーの如き亦之を唱ふる所なり。此の異論は畢竟貨幣を定義するに交換方便機能以外の諸機能を列擧する者に對する所のものにして、吾人の如く貨幣を以て人々間の交通方便機能を達するものとし、否な標準的價値物體也といふ者に對するに非れば、敢て多辯の必要なきに似たれども、貨幣の定義に於て交換方便機能のみを掲ぐるは結局吾人の如き此よりも廣き機能を包括する者を排斥するに外ならざれば、矢張り一應の辯解を爲さゞるべからざるのみならず、貨幣の本質

を明にするに於て資益する所なきに非るを以て、此につきて一言を費やさんと。如何にも沿革上より見るときは此等の各部の機能の中に就きて交換方便機能といふものが先づ貨幣に開けたりといふべきが如きも、既に今日の貨幣につきて見るときは交換方便たるの故に支拂方便となり、資本移轉方便となると均しく、支拂方便たり資本移轉方便ともなるの故に交換方便となるといはざるべからずして、少くとも今日に於ては一を掲げて他を排することを能はず。特に資本移轉方便としての貨幣に就きては貨幣資本の形式に於ける財産價値が或他の形式に於けるよりも一層容易且つ有効に利用放下せらるゝことが貨幣をして交換支拂方便としても一層歡迎されしむることゝなるものなり。又貨幣の支拂方便としての機能に至りては其の國家が法律上之を支拂方便として認めたることによりて益々盛に交換方便としても資本移轉の方便としても使用せらるゝに至れるものにして、又箇々の貨幣につきて見るときは、國家が從來一の交換方便たりし物よりも別異にして一層適當なる標準的價値物體を支拂方便として選定することを得、既に斯の如きものゝ生ずるに於ては此が嚮がて交換方便ともなる所にして、恰も斯

の如き場合には支拂方便が先づ成立して交換方便が後に來れるものといはざるべからず。或は紙幣本位の如きものも亦た貨幣が支拂方便とせらるゝことが交換方便となることに先だつの例たり。此等の箇々の貨幣に於て論者の如く貨幣には交換方便といふことが定まらば、支拂方便たることは隨て伴ふといふことを得るや。兎に角貨幣の或ものが交換方便たるの故に支拂方便となるに非ずして、寧ろ支拂方便たるの故に交換方便となるものたることは明なり。然るに吾人の擧ぐるが如く貨幣を以て廣く人々間の交通方便といひ、標準的價値物體といふときは此の如く支拂方便たるが爲めに交換方便となる物を解決するを得ると同時に、交換方便となりたるが爲めに支拂方便ともなれる物をも解決することを得べし。若も原始的の貨幣にして交換方便となりながら尙ほ未だ支拂方便等とならざるものありとせば、其は此が交通方便たるの故に標準的價値物體たるの故に支拂方便等ともなり得るも、偶々此等のものに使用せられざりしに止まるといふを得べし。交換方便として選まれたりといへば同時に支拂方便としても資本移轉方便としても適當なるものとして選まれたりといはざるべからず。夫の貨幣を

一體と見て、其全發達階段に共通なる意義を求めんとして、先づ交換方便といふことに眞髓を認めんといふは抑々皮相の觀察といはざるべからず。

六

或は交換方便といふことの代りに交換の媒介といふことを以てする者ありと雖も、是れ亦沿革上の考案に捕はれたるものにして、現在の貨幣をも併せ説明するには不適當なり。改めて交換方便といふを適當とす。何となれば嘗て貨幣の初めて起りたる時代には、例之甲が其有する所のAなる物を以てBなる物に換えんとし、適當なる分量に於てBを以てAに換えんとする乙なる相手方を見附くることの困難を排除せんが爲めに貨幣を利用することゝなり、先づ其Aを貨幣に對して賣却し、然る後其貨幣を以てBを買取ることゝなりたるものにして、此場合には或は貨幣が交換の媒介なりといふも可なるやを知るべからざれども、今日の貨幣に就きて見るときは、甲が乙にAなる貨物を與へ其代金として貨幣を受取るに於ては、甲は必ずしも此貨幣を以て他日乙′乙″乙‴等よりBなる貨物を買取るの媒介とすることを豫期するものに非ず。甲が之を期待し又之を實行することもあり、得

べしと雖も、或は此貨幣を以て或支拂に充て、資本移轉の方便と爲すこともあり得べく、又此等のものを豫期することもあり得べきなり。此場合には貨幣が交換の媒介とはいふべからず。加之他日夫の貨幣を以て或貨物を買取ることを豫期する場合と雖も、之を受取りたる當時には多くは未だ如何なる人との間に如何なる物と交換することゝなるや未だ明ならざる所なれば、精確に媒介といひ得るやを疑はざるを得ず。寧ろ一の貨幣との交換は其終了と共に結末を告げたるものとし、前後取引は別箇獨立のものと解するを至當とせざるべからず。假令其の之を媒介といふを至當とする場合と雖も、貨幣が交換に關係する場合に於て之を不當とする場合が多しとする以上は單に交換の方便といふことを以て他の場合と共に概括するを選むべしとするなり。若も此際に媒介ありとせば、其は商人なるべし。而も此商人の媒介するは、右のA B二物間の交換を媒介するの意義に於てに非ず。斯の如きことも之あるべしと雖も、其は極めて稀なる場合なるべく、寧ろ單に人と人との間卽ち生産者等と消費者等との間を媒介するの意義に於てなりとす。

七

貨幣が人々間の交通方便也といふは、人々間の交通が總べて貨幣を以て行はるといふの意に非ず。貨幣によらずして現物によりて行はるゝことあり。代用貨幣又は貨幣の代用物によることあり。或は何等の有形方便を用ゐざることあり。此終の二のものは實に貨幣を使用するの不便を避けんが爲めに案出せられたる所なれども、今日に於ける此等のものは殆んど凡べて貨幣の基礎の上に立ち具體的及抽象的貨幣の力に負ふものたることは見逃がすべからず。別に貨幣の存することなくして貨幣の代用物を想像すべからず。何等有形方便を使用せざる場合と雖も、今日の時世に於ては抽象的貨幣の價値測定の力に待つ所なりとす。故に此等のものゝ發達は貨幣を節約することゝはなれども、貨幣を絶滅することゝなるべからず。而して更に今日現物によるの場合は全く稀有と認むべきものにして、貨幣は實に現物よりは交通方便として一層便利なるものとして發達したるものなり。現物は其用途が特定して他に流用することと甚だ困難なり。貨幣は卽ち標準的價値物體として何物とも最便利に交換せらるゝを得べく、如何なる支拂

にも資本移轉にも便利に充てらるゝを得るの故に、相手方の最好んで受領せんとするものなり。相手方の最好んで受領せんとする物は嚮がて之を授與する者に於て之を授與するを以て、他の物を授與するよりも有利なりとして最好んで授與せんとするものなり。

八

貨幣が交通方便となりたるによりて現代の經濟組織及經濟現象に與えたる影響は實に頗る偉大なるものなり。後に說くべき評價方便となることより生ずべき効益と相待つて經濟界の發達を助長したるの功績は恐らく他に比肩すべきもの少からん。今其重要なるものを指摘せんに、貨幣あるによつて先づ交換に於ては貨幣なかりし時代の如く生產をして個人的又は狹き近隣範圍の需要のみに拘束せられずして、益々廣大なる社會的需要の爲めに努力せしめ、近代經濟の特色たる分業及企業の發達及び隨て技術の進步に缺くべからざるの前提を供し、以て益々經濟社會の發達を進むることゝなれることなり。別言すれば此貨幣によりて生產の解放といふことが行はれたるものにして、詳しくいへば此生產の解放といふことは二の方向に行はれたりしなり。其第一には生產者が個人的又は狹き社會の需要に拘束せられずして、益々廣き社會の需要に應ずることゝなりて、愈々分業が行はるゝことゝなれり。斯くて市場に於て何等かの專門的の物を供する者は其物が社會の全需要に關する以上は、貨幣を受取ることによりて自己の個人的慾望を充たすべき保證を得ることゝなり、斯くして彼等の注意及努力が益々一方に集中して技術の進步を促進するのみならず、需要又は販路の擴大によりても之を助くることゝなれり。分業の發達の結果は又人をして直接消費財の生產のみに熱中せしむることなく、生產の準備の爲めに又は生產物を生產の場處より消費の場處に移すの勤務にも從事せしむることゝなりて、益々經濟生活をして複雜なるが間に秩序整然たるものあらしむることゝなれり。第二には貨幣あるによりて私有財產と個人の自定權とに基く經濟秩序に於ける生產組織たる企業をして良く發達せしむることゝなれり。貨幣の爲めに分業の進步を來たすことによりても企業の發達を促すことゝなると雖も、尙ほ特に貨幣によりて、夫の結果の分解を許さゞる統一ある生產に於て容易に物的及人的生產要素を集むるを得ること

ゝなるによりても企業を進むることゝなれり。元來勞力と資本とを結合して得たる結果に屬する生產物は其自身分割の困難なる場合ありと雖も、此貨幣あるに於ては貨幣に對して之を市場に賣却し、此によりて生產の結果が大小隨意の價値に精密に分割するを得ることゝなり、資本及勞力は其共同の爲めに盡したる程度に應じて公平に報酬を受くるを得ることゝなりて、生產上有効なる企業組織が發達することゝなるなり。要するに企業と分業、分業と協力とは交換方便としての貨幣の前提の下に發達し又精巧となるものなり。但し此に協力といふ其協力は企業をも意味し、分業の反面たる協力をも意味するなり。分業といふことは之を合業することゝ卽ち協力することを意味し、企業といふことは資本及人的力の結合卽ち協力といふことを意味するなり。兎に角斯の如くにして、貨幣は社會の總べての力を全體の目的の爲めに結合することを可能とし、而も此等の力をして各其處を得せしめ、其力の結果をして益々大ならしむるものなり。斯の如きは貨幣にして之なからんには最有力なる權力關係によるに非るよりは爲し能はざる所なり。今日の國家制度に於ける權力關係によりても到底爲し能はざる所なるべく、

社會主義的社會に於て之を達せんといふも、果して能くし得る所なるや疑なき能はざるなり。唯此に注意すべきは斯の如くにして社會に於ける各種の力が結合せられ協力することゝなれる以上は、一面よりいへば束縛又は非自由、非獨立を進むることゝなる筈なり。特に分業の進むに伴ふては各個人は益々其生活を遂げんが爲めには賣り又は買はざるべからざる相手方たる他人に倚屬することゝなるなり。是に於てか技術の發達原則は自由なるに對し經濟の發達原則は非自由なりといふの結論をも生ずるなり。然れども貨幣あるによりて生ずる所の對社會關係卽ち交換關係は自由なる交換關係にして此によりて個人的自由が絶對の獨立に近きものとなり、少くとも人をして心理上、自由の境に在るが如きの感あらしむるものなり。卽ち貨幣あるにより又は貨幣經濟となるに及びては商品は多くは自由に貨幣に對して賣り又は買はるゝを得ることゝなるを以て、各人は一定の他の人に倚屬せざることゝなり、其倚屬は單に不定なる非人格的の全體たる市場に對するに止まり、斯の如き全體なるものは各人の爲すべきもの又は爲すべからざるものにつきては嚴格なる人的の意思を以て命令するものに非るなり。各

個人は其自身の利益に關するの考量を爲して、此に從て其決心を爲すを得べく、此が爲めに彼が自由を感ずることゝなるなり。少くとも非自由の中に自由を見出すものなり。斯くして各人が大なる全體に倚屬するも而も非自由を感せざることが社會文明に於る最重要なる原則にして、獨り經濟上に於ける大原則たるのみならず、又恐らくは政治上に於ける大原則たるべし。而して社會主義の社會に於て果して各人は此の如きの自由を感ずることを得るや否や。然り而して企業に於て進めらるゝ束縛に至ても此に結合せる勞力資本の持主が亦均しく不定なる勞力資本の需要者を求むることに於て自由を感ずるのみならず、企業者自身は更に其自定權に基きて經營することに於て自由を有するものなり。斯く觀察するに於て貨幣の及ぼす所の効益は獨り經濟上のみに非ずして、精神的文明にも及ぶものなり。而して更に貨幣の資本移轉方便となることよりしても之によりて社會に最便利なる資本を供して益々資本交通を盛ならしめ、以て資本の利用集積を進むることゝなるものにして、前の交換方便機能と相待つて經濟社會の發達に貢獻するはいふ迄もなし。而して又貨幣が支拂方便たることによりて生じたる重

要なる出來事は國及地方團體の租稅の發達なり。此貨幣あるによりて國及地方自治體に所要の一般的購買力を與え、以て其職分を行ふに必要なる貨物及勤務を完全に調達せしむることゝなるなり。租稅の發達は實に近世財政の爲めには最重要なる出來事にして、此あるによりて財政が大活動を爲すを得ることゝなり、隨て一般政務の發達を來たしたるものなり。國民經濟上の發達亦た此に負ふ所少からざるなり。元來統治團體の直接需要する物財及勤務は其性質頗る特異のものに屬する所なれば、若も貨幣にして之なからんには之を各人民の上に負擔として分配するは到底不能事たらざるを得ざるべし。然れば嘗て古代の歳入は殆んど全く君主の私有財產收入に限られ、租稅收入の漸く後世に至て發達したるを見る所なり。貨幣の發達せざる時代には統治團體の材料の調達と其使用とを分解することゝ困難なるも、貨幣にして發達するに於ては此分解容易となり、統治團體は其直接に必要とする財及勤務を供し得ざる人々よりしても租稅を取立つるを得ることゝなればなり。

九

貨幣には交通方便機能のみならず、評價方便機能ありて價値の測定を爲し、經濟價値の一般的表示の標準となることは頗る重要なる機能なり。夫の數學に於て種々の分母を有する分數は先づ之を共同の分母とすることによりて初めて加算せらるゝを得るが如く、多樣なる諸種の財の價値は此等の財が統一ある價値表示に引直され、諸多の財の價値を同一の價値單位にて見積ることによりてのみ計算するを得ることゝなるものなり。實に今日に於ける經濟價値の判斷は凡べて貨幣の價値標準によりて行はれ、凡べての貨物、利用、勤務債權等一として貨幣によりて其價値を表示せられざるものなき程にして、今日の經濟現象が非經濟現象と差別せらるゝは其貨幣による經濟價値表示の伴ふと否とに在ると認めらるゝ所なり。尤も此評價機能は後に述ぶるが如く抽象的の貨幣によりて充たさるゝ所少からずと雖も、抽象的の貨幣は畢竟具體的貨幣を待つて初めて存すべきものなれば、前者の機能は嚮がて間接に後者の機能に外ならず。斯く觀察するに於て評價機能は其重要に於て交通方便機能に讓らずといふを得べし。少くとも其及ぶ所の範圍は一層廣汎なり。何となれば評價作用は苟くも經濟現象たる以上は凡べ

てのものに於て行はれ、啻に交通に於てのみならず、生產にも分配にも消費にも行渡る所なればなり。然るに問々此機能は本來交通方便機能より繼次的に生ずるものに外ならざれば、後者と對等の地位を占むべきものに非ずとし、更に貨幣の定義の中にも此を明かにせんが爲めに後者のみを擧げて前者を除かんとする所なり。吾人の與ふる定義は此兩者を包括するが如きものなるに付ては一應之を辯明するの必要あるべし。前にもいへる如く既に交通に使用せられたるが爲めに貨幣に價値を生ずるに非ずして、交通に使用せらるゝを得るの故に人が此に價値を認むるものなれば、貨幣が貨幣として出でたる以上は交通方便機能を具ふると同時に價値測定の機能をも具ふるものといはざるを得ず。特に貨幣の評價機能には前にいふ如きの重大なる効用あるのみならず、一面交通方便たるの故に價値測定方便となるといふべくんば、他面價値の統一的表示の標準たるが爲めにも益々交通方便として使用せられしむるものともいふべく、若も交通方便たる貨幣の外に別に統一的價値表示の標準たるものあらんには、其の交通方便としての使用は到底今日の兩者兼用の場合の如くに大なる能はざるべきによりて見るも決し

て評價方便たることを輕視すべきに非るなり。尤も交通方便としての機能と評價方便としての機能とは必ずしも同一物によりて充たさるとは限らざるなり。現に例之希臘のホーマー時代に於て財産價値は牛にて見積られ支拂は貴金屬にて行はれたりといひ、或は英國人が今も尚ほ往々にして既に一八一六年以來廢止せられたる金貨たる「ギニア」によりて計算し、而も實際の支拂には「ソベレーン」金貨を以てするが如きなり。然し斯の如きは多くは一部の社會に行はるゝに止まることとなるのみならず、假令一般に行はるゝ所なるにせよ、早晩消滅すべき一時の出來事たるに止まる。即ち貨幣は本來夫の兩機能を充たすべきものなれども、偶々一時、慣習の障碍の爲めに此の如くなるに止まるものと見るの外なし。特に此交通に於て授與せらるゝ財と貨幣測定の標準となる財と別異なる場合にも恐らくは此二の物の間に自ら一定の割合が生じて、名義上こそ特殊の物にて貨幣を表示するなれ。實際には其授與する物によつて價値を測定するに過ぎざるべし。特に予輩の定義に於ては標準的價値物體といひ、「ギニア」の如き既に廢止に屬するものは斯の如きの物體なりといふこと能はず。唯夫の希臘の牛の如きは尚當時現

存する物體にはあれども、既に貴金屬の授受さるゝ以上は、牛の名義によりて貴金屬を以て價値を測定せるものと爲さゞるべからず。

十

或は貨幣を以て價値測定の方便と爲すに就きては貨幣に價値なきものあり。價値なき物にして如何にして價値測定の方便たるを得るやといはんか。夫の貨幣には紙幣銀行券の如く其實體の殆んど無價値に均しきものあり。補助貨幣及鑄造停止中の銀本位貨の如く其實體の價値の名稱價に滿たさゞるものあるに、如何にして價値を測定すといふを得るやといはんか。貨幣の貨幣として價値測定を爲す爲めに發揮するの價値は畢竟實體的價値に非ずして機能價値なりといふことを注意せば足れり。即ち貨幣はワグナーもいへるが如く總べて信用貨幣に過ぎざるものにして貨幣の價値は交通界に流通すべしといふの信用に基づきて與えらるゝの價値なることを注意するに於ては、其の價値なく又は價値足らざるが如くにして、而も凡べて他の價値を測定するに十分なる價値あることを知るに足らん。貨幣に凡べて斯の如き價値あることは、貨幣が其自身價値物體として他

の價値物體と交換せられ、或支拂に充てられ資本移轉に供せらるゝことによりても推定することを得べく、經濟價値の二要素たる効用と犧牲といふこと、卽ち人の慾望を充たすことゝ或犧牲を拂ふに非れば穫得困難なりといふことゝより見るも、凡べての貨幣に此等の要素の見はることを知り、隨て貨幣に指定の經濟價値あることを推知するに十分なりとす。卽ち夫の紙幣の如きものにても、其流通する以上は世の交通方便としての効用あることいふ迄もなきことにして、犧牲を拂ふに非れば獲得困難なりといふことも、此に在ては自然力の困難は極めて小なるものなれども、國家の紙幣發行權に基く社會上の困難の大なるものあることにより て良く此條件を充たす所なり。

十一

貨幣が斯の如くにして價値測定の方便となり統一的の價値表示となるに就きては貨幣が此機能を完全に充たさんが爲めには貨幣價値が完全に人的にも時間的にも場所的にも同一なることを前提せざるべからず。實際の經濟生活に於ては又此事を擬制として前提とするなり。同一貨幣の行はるゝ地域内なる以上は

處と時間との異るを問はず又人の異るを問はず其價値の同一なりといふことを前提とする所なり。然れども事の實際は貨幣も一の交通物體として一般商品と均しく此價値を異にせざるべからざる筈なり。先づ其人的に異らざるは、價値は畢竟人の主觀的の判斷により定まるものに外ならざれば或個人の此に對する價値判斷と他の個人の其れとは必ずしも同からざるべく、又或個人の其れと數多の一地方人の其の平均されたるものとは必ずしも同一ならざるべく、更に一地方人の集團の價値判斷と他地方人の其れとは必ずしも同一ならざるべきなり。又恰かも其同一ならざるが爲めにも交通の行はるゝことゝなるは事實なり。特に人の主觀的判斷なるものは到底精確なるものに非ずして、其の動搖することを免れざるべく、客觀的には同一ならざるべからざるが如き事情に在るに拘らず同一なる判斷を下さゞることあるは免るべからざる所とす。唯だ今日の個人は個人孤獨の個人に非ずして社會人たる所なれば、少くとも其地方の各個人の諸多の主觀的判斷の平均たる社會的の判斷に影響さるゝこと大なるものにして、此によりて稍々客觀的の支持點を發見することゝなり、且つ個人の判斷が社會集團の其

と殆んど一致することゝなるものなり。斯くて更に之を社會的判斷につきて見るも異時異處により同一ならざる所にして、同一貨幣の行はるゝ地域内にても貨幣の缺乏せる甲の處と其過剰を感ずる乙の地との間に於て貨幣價値の異るは勿論、甲の時と乙の時との間に於ても亦時々の貨幣に對する需要供給の事情の異るによりて貨幣價値を異にすることといふ迄もなきことなり。唯だ同一時、同一處に於ては社會的の價値判斷は殆んど一定したるものにして、其異地異時によりて異るといふ所のものも必ずしも著大なるに非ず。特に異時により生ずる貨幣價値の相違の如きも極めて徐々に進行するものにして、時々の動搖する所の價値も前來の其に基き其時々の事情に應じて定まるものなり。而して各人の與ふる價値は又此等の客觀的の基礎に基づきて行はるゝ所なり。兎に角貨幣價値の動搖することゝ明なる以上は夫の資本の貸借に貨幣を用ゆる場合の如き貸與せられたる貨幣と返濟せられたる其との間に價値の相違あるの不公平を生ずべく、賣買交換に於ても例之馬を以て牛に換えんとする人が直に馬と牛とを交換するを得たる場合と、一旦馬を貨幣に對して賣却して、然る後他日此貨幣を以て牛を獲得したる場合とに於て其獲得する牛の分量は必ずしも同一ならざるの不公平を生ずべし。貨幣を交換の媒介として見るときは斯の如く不公平なるものなり。此點より云ふも貨幣を交換の方便と見て交換の媒介とせざるの穩當なるを見る。孰れにせよ貨幣價値は今日の社會に於ては人的時間的場處的にも同一なりといふことを擬制する所にして、更に貨幣は其種類の如何を問はず同一價値といふことを原則とするものなり。此が例外を成すは夫の不換紙幣の價値を落して硬貨に對して「開き」を生じたる場合とす。是れ全く其信用を失墜したるによるものにして、其の斯の如くなるに於ては自ら市場に一定の相場なるものが生じて同種の紙幣なる以上は其甲乙の間に價値の差異を生ずることなきものなり。

十二

貨幣は又右の兩機能を離れて經濟價値の時間的及場所的の移轉方便たることあれども、此等のものは貨幣の偶性的の機能たるに止まる。又貨幣以外の物によりて爲さるゝことと頗る多しとす。例之經濟價値を場所的に移轉するには爲替手形、小切手及其他の各種の動産を用ゐ、時間的に移轉するには土地、有價證券及其他

の財産を用ゆるが如し。或は此等の物體を以て時間的に價値を移轉するの方法たる放資の如き、所得獲得の外に元本價値の維持をも期するものにして、此點に於て抽象的貨幣を保持せんとするものなりとも見らるゝが如くなれども、此等の場合には明に土地、證券、預金といふが如き貨幣其ものと別異なる物體ある所なれば、貨幣により特に抽象的貨幣によりたりといふは過ぎたり。或は又爲替手形小切手等の如きに至ては、貨幣の代用物又は代用貨幣とはいふべきも、貨幣其ものとはいふべからず。抽象的貨幣ともいふべからず。

十三

其他貨幣は往々にして貨幣として直接消費財ともなることを注意せざるべからず。此貨幣として直接消費財ともなるといふは之を鑄潰したる場合又は此に多少の加工を施して襟飾頸飾と爲すが如き場合を指すものに非ず。此等の場合には最早貨幣が貨幣としての形體を失ひたるものなればなり。原形の儘にて時間的價値移轉及び他日に於ける交通方便としての使用の豫期と共に裝飾用として使用したる場合と貨幣を獲得し之を所持すること自身に多大なる享樂を感ずる場合とを指すなり。前者は別に説明を要せざるべきが、後者につきては少しく説明を要す。人は間々貨幣を獲得し所有するに於て之を交通方便として使用するとか價値の時間的移轉方便とか裝飾用とかいふことを離れて其の之を獲得し所持すること自身に獨立の價値を認め、往々にして其一部は結局は價値の貯藏方便となりて他日交通方便等として使用せらるゝことゝなるべきも、其人自身に於ては一生涯之を手放すことなく、他に使用することもなく單に貨幣を積み又は持つことに於て無限の喜悦を感ずる所なり。全く一の直接消費財となりたるものなり。

十四

然り而して貨幣が上舉の機能を充たす所の標準的價値物體と一般に認めらるといへる一般とは多少不精確なりといふことは固より認めざるべからざるも、貨幣の經濟上の定義としては止むことを得ざる所なりとす。社會の中に假令一部少數人の之を認めざるものありといふとも、一般大衆の既に之を認むる以上は貨幣といふに於て妨なし。然乍ら夫の一定地域内の或方面又は或種類の社會の間

に一般に認めらるとも、未だ其地域内の凡べての階級及職業を通じて全般に行渡りて行はるゝに非る以上は一般に認めらるといひ難し。例之手形小切手は通例此なり。特に此等のものは形式の多樣なること、間々其移轉に方式を要すること、金額の必ずしも整數ならざること、短き期限の附帶すること、間々發行者責任者の信用の疑はしきこと又は不明なること等によりても然らざるを得ず。

十五

定義の中に一定の地域内といへるは今日迄の處未だ貨幣にして世界到る處に通用するが如きものを見ざればなり。貨幣は實に孰れも一定の通用地域あるものなり。現時の貨幣は多くは一國限りのものに屬す。往々にしては數國が協定したるの結果一國貨幣が他國にも通用することあり。羅甸同盟の場合の如し。特殊の國家組織の爲めに數國に亘りて同一貨幣の通用することあり。聯邦組織の場合、又は本國貨幣の殖民地にも行はるゝが如し。或は間々一國よりも狹き地域に行はることあり。墨銀弗の支那の一部に於けるが如し。然り而して一定の地域内といふは國際交通に於けるものを否定するなり。貨幣の概念は一定地域に於て之あり。未だ國と國との間に通ずるものに於て之を認むる能はざるなり。現に國際間に於ては鑄造貴金屬も地金銀も共に一樣に流動して巨額の國際的支拂が地金銀によりて行はるゝ他の一面に鑄造貨幣が頗る大仕掛にて工業上の使用目的の爲めに輸出入せらるゝ所なれば、國際間に於ては金銀は全く一般商品として流通するものと認むべきものとす。

十六

定義に於ける特殊の經濟組織といふことによりては貨幣の凡べての經濟組織に伴ふものに非ることを明にせんとせり。是れ前にもいふ如く往々にして現在の經濟社會に於て貨幣が特に價値表示の方面より凡べての經濟現象に伴ふよりして、貨幣を以て經濟現象の特徴なるが如くに見做すの誤なるを指摘するなり。實際經濟現象は貨幣なくして存在することを得べく、嘗て行はれたる自給經濟の時代、及び交通經濟となりても物々交換の行はれたる時代に在りては貨幣はなくとも經濟はあり。今日の時世に於ても尚且つ確に一部は貨幣を伴はずして經濟の營まるゝことなきに非ず。後にもいふが如く交通方便として貨幣を伴はざる

も、價値測定の抽象的貨幣によることあれども、稀には此にもよらざることあり。加之將來社會組織の變革ありて社會主義共産主義の如きものゝ行はるゝことゝなるとき、果して貨幣は尙ほ其存在を繼續すべきや。斯く考ふるに於て貨幣は經濟と必然的關係にあるものに非ずして、單に私有財産と分業とに基づく經濟組織即ち交通經濟の組織に附帶して生ずるものに止まる。此組織の下には然乍ら貨幣の發生することが自然の趨勢にして、其効用は最大なり。即ち此經濟組織の下に於ける人々間の經濟價値の移轉を便せんが爲めに起りたるものにして、分業あれども私有財産なきの社會、即ち各人が分業に基きて社會全體に屬する生産方便を使用して生産したる凡べての物が一旦全體に歸屬し、更に全體に屬する或機關によりて各人に分配せらるゝ處にては財の分配に關する組織は必要なるも、交通は必ずしも之なく、貨幣は必ずしも入用ならず。私有財産あるも分業なく、各人は其必要とする物を自給するの外なき處に於ても亦貨幣の必要は之なきなり。唯分業が行はれて而も私有財産制が方便財にも消費財にも存する處に於ては各人は自己の必要とする財は直接消費の爲めたると方便の爲めたるとを問はず僅に

其一小部を自ら生産し又は殆んど全く之を生産することなくして大部分又は時として全部を漸く他人よりして供給せしめ、之を交通によりて獲得し、此交通を便せんが爲めに貨幣は必要となり來るなり。

斯くて貨幣は一の方便財なれども、同じく方便財たる狹義の生産方便や運輸方便と異りて頗る後れて發達したるものなり。後の二のものは既に人類が單純なる占有的行動の時代を去つて生産的行動の時代に入るや、詳しくいへば人類が受動的に自然の供給する享樂財を其在るが儘に採つて以て消費することを止めて更に致動的に自然の經過に干渉し、計畫的に財の生産に關與するに至るや、必然發生せざるを得ざるものにして、夫の私有財産の認められず、分業の行はれざる社會にも將來の社會主義的共産主義的社會にも必要なるべきものなりとす。即ち經濟といふことにして之ある以上は存在すべきものにして、別言すれば人類が其慾望を直接又は間接に、滿足する財の産出に關與するといふ根本的事實に附帶して發生するものとす。然るに貨幣は必ずしも經濟といふことゝ離るべからざるものに非ず。孤立經濟の行はれたる時代、私有財産の行はれざる時代には存在するこ

となかるべきものなり。貨幣は現時の經濟組織に伴ふものにして、現經濟組織の二大事實たる分業と私有財産とに基くものなりとす。

十七

以上を以て大體具體的貨幣の何たるかを説明したり。更に進んで抽象的貨幣を説明せざるべからず。斯の如き貨幣は前記具體的の貨幣の抽象にして評價方便又は經濟價値測定の方便として具體的貨幣の足らざる所を補足するものなり。貨幣が價値測定方便として交通上並に非交通上にも重要なることは前にも述べたる所の如し。而して交通方便として具體的貨幣の用ゐられたる場合には評價は此具體的貨幣によりて行はるゝこと勿論なれども、間々交通界に於て具體的貨幣によることなくして、單に抽象的貨幣の評價作用のみ利用さるゝことあり。又非交通界に於ける評價作用に至りては多くは寧ろ抽象的貨幣によりて具體的貨幣によらざる所なり。此に於てか抽象的貨幣の評價上に於ける用は頗る多し。從來此等の貨幣機能が具體的貨幣の其なるが如くに説明されたる所なれども、實際其の抽象的貨幣の其に屬することは爭ふべからずして、之を明確にせざるは思想上の混亂に外ならず。今抽象的貨幣の用の如何に廣大なるかを示さんとす。

但し抽象的貨幣の用と具體的貨幣の用とは互に錯綜することあれば、全然分離して觀察するを許さずと雖も、大體上よりして之を觀察せんとす。先づ非交通界に於ける評價としては、交通界に出現し得べき價値物體の交通界に出でざる間に於ける評價が抽象的貨幣によりて行はるゝは勿論、間々交通界に出づべからざる物體の評價さへも抽象的貨幣によりて行はるゝ所なり。或は諸多の交通界に出づべきもの、又は出でたる結果に屬するもの並に交通界に出づることなきもの等が抽象的貨幣及具體的貨幣の評價作用によりて聯結し整理せらるゝ所なり。即ち或人に屬する財産の評價、或個別經濟、即ち企業、家計、財政に於ける收支及餘剩又は利得に關する計算、綜合經濟たる國民經濟の榮枯盛衰に關する計算の如きは實に抽象的貨幣及び此と同時に具體的貨幣によりて評價せられて其經濟價値が統一的に表示せられ、收益力又は經濟力の增減隆替を判斷するを得ることゝなるなり。若も貨幣なるものなくして實物につき一々此等の評價を爲すことゝならんには到底不滿足なるを免れざるべし。詳しくいへば或人の全財産の價値を知るの必要あるは例之遺産の分割、信用の附與、租税の徵收等の場合なるが、此等の場合に田地何町、家屋何軒、米何百石といふが如くに評價しては全體の統一的價値表示を得

べからずして、此等の目的を達することと難かるべし。特に全財産中に於ける一の財産の地位、一財産の他財産に對する關係を知るにも價値統一の方便あらば便利なりとす。或は個別經濟の收支關係を考察するに當りても實物によるの外なく、貨幣によることを得ざらんには頗る不便にして、到底完全なる整理は爲し得べからざるべし。特に今日の經濟組織の下に於ける各人の經濟的行爲は社會的に統一ある指導者によりて指導せられ調整せらるゝことなく、計畫的に社會全般の需要を測定して供給することゝなるものに非ずして、各人各箇其自由裁定に從て行動し、全く無政府の生產方法を採るものといはざるべからず。而かも此無政府的の生產組織の中に於て尙ほ多少の指導標準となるものは卽ち企業の收益力にして此收益力をして明確ならしむるものは又實に此貨幣の機能に外ならず。詳しくいへば或種貨物の生產にして世の需要に後るゝが如きに於ては此種の財の價格が上ぼり、爲めに此種の財の生產の收益力は增加することゝなるべく、斯くて此大利得の見込が此種生產分科に一層多大なる勞力資本を投入せしめ、其生產を增加せしむることゝなるべく、異之若も生產にして需要を超過するに於ては、其貨物の價格は低下し隨て收益力の減退を示し、勞資の此生產分科に向ふことが見合さ

れ、既に投入されたる勞資も之を引去ることの格別大損失なくして行はるゝ場合には寧ろ之よりして退去せんとするに至るものなり。斯くて此生產經過を調整し各人の利己心を刺戟して其勞資を社會全體の爲めに有益に奉事せしむる所の收益力が貨幣あるによりて此なき場合よりも一層明確にせられて收益力の現經濟組織に於ける重大なる機能が貨幣により助長せられ又は一層良く發揮せらるゝことゝなるなり。其他國民所得、國民財產、一國の全貨物又は特殊貨物の年產額、一國の輸出入額、其內譯、年々の發達、他國との比較等亦貨幣によりて明確となるを得、其等の計算が一部は抽象的貨幣によりて爲さるゝことは爭ふべからず。更に交通界に於て具體的貨幣の使用せられざる場合とは、例之相互に賣買關係ある當事者間に於て甲が乙にAなる貨物を引渡して其代金として具體的貨物を受取ることなく、單に此金額を帳簿上に記入し置き、更に乙が甲に引渡したるBなる貨物に對する代金をも引渡すことなくして之を記帳し、斯くて一定期末に至りて前後の代金を相殺することとなる場合の如きなり。此場合に於て具體的貨幣は全く使用せらるゝことなく、又は一小部のみ使用せらるゝことによりて交換が行はれ、唯だ抽象的貨幣によりて此等の貨物の價値が測定せらるゝことゝなるものなり。

或は又取引所取引に於ても賣買價が多くは抽象的貨幣によりて評定せられ、近世的商人が豫め手許に貨幣を有するとなくして商品を買入れ、漸く買入價格決定の後に至て手形を引渡すに止まるが如き場合にも亦貨物の評價は確に抽象的貨幣によりて行はるゝものなり。其他具體的貨幣を使用せずして支拂を爲す場合とは例之單純なる預金の振替によりて之を爲すが如き場合にして具體的貨幣を使用することなくして貨幣的資本移轉を爲すとは例之貸付割引の手取金を現貨幣を以て受取らず、直ちに預金の中に組込むが如きなり。然しながら此等の場合にも抽象的の貨幣が評價を爲すなり。此等の交通界に於て具體的貨幣を使用せざる場合は向後益々增加すべく、非交通界に於ても抽象的貨幣によるもの頗る多きに於ては、其進歩の極、具體的貨幣が全く不用となるに非るかといふに、其は苟くも貨幣の必要のある以上は決して斯の如くなるべきものに非ず。抽象は決して無より有を生せず。具體的貨幣なくしては抽象的貨幣は存すべからざるものにして、抽象的貨幣の成立し得るは畢竟別に具體的貨幣の之あるが爲めなり。抽象的貨幣の概念は看過すべからざるも、而も其の單に具體的貨幣に附帶して、此と分離すべからざるの關係に在ることも亦た見逃がすべからず。（全）

雜錄

同盟罷業と獨佛兩國の法制

堀江歸一

一

英國商務院は一昨年來公益事業に起れる勞働紛議に對して諸外國幷に殖民地に行はるゝ法制を調査し、此程に至りて一小冊子を公にしたり Memoranda relating to the text and operation of certain laws in the British Dominions and Foreign Countries affecting Strikes and Lockouts with special reference to Public Utility Services Cd. 6031 是れなり。今獨佛兩國に關する報告を拔抄して研究の資料に充てんとす。

二

獨逸に於ては事業休止（同盟罷業又は同盟解雇）を惹起せしむるの目的を以て、傭者又は被傭者が聯合的行動を爲すの權利は帝國營業法第百五十二條に於て認めらる。同條の規定左の如し。

産業に從事する者が自己の爲めにすると、助手、職工としてするとを問はず、同盟罷業又は同盟解雇の手段に依て、有利なる賃銀又は勞働條件を得る爲めに聯合的行動を爲すことに對して、從來加へられたる禁止又は刑罰は總て廢止せらる可し。斯る聯合に加入したる者は自由に之を退くを得べく、又之を退かんとする組合員に對して、組合は豫め定めたる罰則を加ふるを得ず。

斯の如く同盟解雇幷に罷業の自由は傭者幷に被傭者に對して、共に認められたるが如くなれども其適用に於ては必ずしも斯く自由の大なるを得ず。第一農業は營業法の範圍外に居るを以て、諸聯邦州にして帝國營業法の規定如何に拘